# 令和3年6月 中央公民館 今月のお知らせ





# 講堂 · 体育館

## お問い合わせ 中央公民館 752-3080

月日	催し物の名称	開場	開演	終演	入場方法	主催
6/26 (土)	うたごえ Familia かすかべ	13:30	14:00	16:30	自由(30人程度)	異文化芸術交流会

※会場の定員は175名。定員を超えた場合等、入場をお断りすることがございます。

# | ギャラリー

月日		催し物の名称			展示・開係	主催	
	1(火)~ 第 34 回 10:00~17:00 /6(日)		晨春会				
月日	催	じ物の名称	開場	開演	終演	入場方法	主催
6/11 (金)	かすれ	かべ歌声ランド	13:40	14:00	15:45	自由 (30 人程度)	   かすかべ歌声ランド 

※会場の定員は100名。定員を超えた場合等、入場をお断りすることがございます。

# 主催事業● - 受講者募集 -

催し物の名称	開催日程	内容	定員	受付•締切
「かすかべカフェ」	6/10 (木)	ヘルマンハープ ミニコンサート&体験会	30名(先着順)	電話または直接(受付中)
「カスリーン台風 水害写真展」 🍑	6/15 (火) ~ 6/20(日)	春日部も被害を受けた 昭和22年のカスリーン 台風を回顧し、防災意識 向上を図る 6/20回は「我が家の浸水診断」あり	観覧自由	観覧自由
「避難所運営ゲーム 『HUG』体験」 <mark>♠</mark>	6/20 (目)	避難所運営を想定した シミュレーションゲーム	1 2名	電話または直接(受付中)

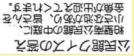
### ■注意事項■

- 1. 主催事業以外の催し物に関しましては、各主催者へお問い合わせください。
- 2. 入場券等の取り扱いは、公民館では一切行っておりません。
- 3. 上記日程以外にも、サークル等(一般利用者)の利用があります。 空いた時間で、会場の利用をご希望の方は、中央公民館窓口までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染拡大の状況等によっては、催し物が中止となる場合があります。

### ♥今月の休館日♥

7日(月)、14日(月)、21日(月)、28日(月)





# 民館の役割について



-「今月のお知らせ」裏面をご覧いただきありがとうございます!-

5月号より、お知らせの裏面を活用して「公民館の役割」について掲載しています。 あなたの知らなかった公民館の一面が、見えてくるかもしれません!? ぜひご一読ください。(お知らせの情報量によっては、連載をお休みする場合があります)

### 春日部市内の公民館の開館年月日

公民館名	開館年月日			
武里南地区公民館	昭和50年5月20日			
藤塚公民館	昭和56年5月1日			
武里東公民館	昭和56年5月1日			
粕壁南公民館	昭和56年8月1日			
豊春第二公民館	昭和57年5月1日			
幸松第二公民館	昭和57年5月1日			
内牧南公民館	昭和58年5月1日			
庄和地区公民館	昭和60年4月1日			
豊野地区公民館	昭和61年2月28日			
武里地区公民館	昭和61年4月17日			
武里大枝公民館	昭和62年5月15日			
豊春地区公民館	昭和63年5月21日			
幸松地区公民館	昭和63年10月20日			
内牧地区公民館	平成2年2月13日			
中央公民館	平成6年4月1日			
庄和南公民館	平成9年4月1日			

Q 池があり金魚が泳ぐ公民館が それはどこでしょうか? 公民館クイズ (答えは表面をご覧ください) 市内にあります。



解体工事前の粕壁地区公民館 下:解体工事前の内牧地区公民館

# 目的を綜合して成立 指針として公にされまし りを進めるために、

61 れば幸いです。 配したのか、そ したものです。 皆さんが普段利用されているの公民館があります。 までどのように地域と いる公民は C歩んできたのなR館、お住まいのおは、それぞれの かのの 地館 思いを慰えの開館年 世でが日

です。著書によると、公民館は「社会教育、社交娯「公民館の建設~新しい町村の文化施設」であり、 そして全国各地で公民館活動が始まり、今に至ってこれを機に、全国の市町村で公民館が建設されます この公民館構想作成に関わった当時の文部科学省 する郷土振興の中核機関である」と 今に至っているのです。 社交娯楽、 一般的に『寺中構想』と呼社会教育課長 寺中 作雄が あります。 自治振興、 産業振 と呼ばる 年れ 養るた成もの

▶次回は「公民館の運営」を特集します!

ののが

国

 $\mathcal{O}$ 

りを進めるために、文部次官通牒「公民館の設置運営について」という公民館構想が開第二次世界大戦後、国民が恒久の平和を愛し、民主主義による新たな国つくり、地域、現在の公民館の運営が定められたのは、日本国憲法公布より前の昭和2年7月です。